

公益社団法人 大阪府柔道整復師会
療養費適正化理念に係る進捗状況について

療養費適正化特別対策班

理念1 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

状況：療養費請求額の上位4%の施術所の中から申請内容を精査し、抽出された重点確認施術所について、その申請内容の確認作業を実施しています。

理念2 負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

状況：健康被害を無くすための医科受診指導を促進するという理念のもと、平成28年11月より、合計件数、比率と共に「転医件数」も公開することとしました。また、協力指導病院の了承のもと、医師への「診察依頼書」の様式を作成し、本会HPに掲載しています。

報告：令和3年10月から令和4年9月までの申請書件数は2,374件で全体の0.19%でした。
※別表については[こちら](#)をご覧ください。

理念3 療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

状況：平成28年7月、「療養費適正化特別対策班規程」を策定し、構成員を委嘱するとともに、療養費の適正化に向け会員への指導、改善に努めています。

理念4 違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

状況：①新入会者・届出事項変更者（移転、管理者変更）への看板画像提出後の指導継続。
（適正化理念、広告ガイドラインの進捗、各保健所の現状説明等）

【R3.10～R4.9まで 指導連絡件数 20件】

※届出事項変更者、看板取替え、広告チラシ、ホームページ作成について、事前相談あり。

【R3.10～R4.9まで 電話・メール相談件数 9件】

②違法広告チラシ（情報提供）の確認。

- ・整骨院、接骨院記載チラシ
- ・整体院・カイロのみの記載であるが整骨院・接骨院チラシ
- ・整体院等の無資格業者チラシの分類

※情報提供数は横ばいであるが、同一施術所からの違法チラシ多数あり。

報告：①令和3年10月から令和4年9月までに相談窓口へ寄せられた違法広告に関する情報等については、当会の意見を付し、大阪府の保険医療企画課に49件の情報提供を行いました。さらに、医療企画課訪問時の内容としては、

1. 整体院（無資格者）等のチラシについて、不当表示防止法に抵触しないか内容精査を要望しました。また大阪社団で作成した柔道整復師と整体師の違いを認識して頂くためのポスターを持参しました。

2. 交通事故病院、接骨院紹介サイト（同意なく掲載）の存在について説明報告しました。※現状、掲載について違法性はないとの見解。
 3. 昨年要望した、各保健所の担当者により看板の適正基準が異なる場合がある件が未だ改善されていないので再度統一对応を要望しました。
- ②今回の療養費適正化特別対策班会議の中で、2. 交通事故病院、接骨院紹介サイトへの改善要求に関し、「関係各所への協力を求め、アドバイスを頂いては」との意見もあり、今後の検討課題となりました。

理念5 往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

状況：本会会員に対し、適正な往療料の支給要件について周知および指導しています。

その他

- ①令和3年10月から令和4年9月までの研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止しています。
- ②適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する会員からの問い合わせは、令和3年10月から令和4年9月までの間に延べ1,664件ありました。
- ③平成28年の理念立ち上げ当初から時間が経過したこともあり、今後は自己施術や自家施術、従業員の施術等についても検討していきたいです。